

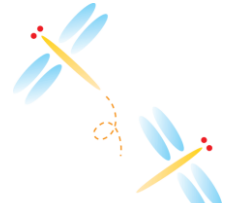
いつもお世話になります。

8月が終わりましたが、まだまだ暑いですね。皆様お身体ご自愛してくださいませ。

今月はオリンピック観戦チケットのセカンドチャンス当選の発表があります。

私も応募しましたが、結果はどうでしょうか？

今月もよろしく願いいたします。



私たちが感銘を受けた

先人の言葉

座ったままでは、
時の砂浜に
足跡は刻まれない

イギリスの格言

道は必ずひらける

自分には
自分に与えられた道がある
広い時もある
せまい時もある
のぼりもあればくだりもある
思案にあまる時もある
しかし心を定め
希望を持って歩むならば
必ず道はひらけてくる
深い喜びも
そこから生まれてくる

～元気手帳より～

今月のいろいろ「掲示板」

【夏の風物詩】

まだまだ暑いですが、朝晩は秋を感じる風になってきました。8月の終わりに夏が終わる前に！と思いかき氷を食べに行きました。大きなかき氷にぜひたくに果肉たっぷりのいちごソースをかけて。ボリューム満点。

最後に夏を満喫しました。(山田)



知っところ！「税務のマメ知識」

国税庁 節税保険に対応した改正法人税基本通達

国税庁が、いわゆる法人向けの節税保険に対応した「改正法人税基本通達」等の方向性を固めました。



最高解約返戻率（ピーク時の解約返戻率）が50%超の定期保険等は、保険料の一部を資産計上することが原則となります。

ただし、解約返戻金相当額のない短期払の定期保険又は第三分野保険の保険料について、当該事業年度の支払保険料が30万円以下であれば、支払日の属する事業年度での損金算入を認めるなど、改正案では示されていない内容や、改正案からの一部変更点もあります。

最高解約返戻率50%超 3区分に応じて保険料の一部を資産計上

一定の解約返戻金なしの定期保険等は支払日の属する事業年度での損金算入認めることとなります。

● 最高解約返戻率50%超の定期保険等の保険料の主な取扱い（新設：法基通9-3-5の2）

最高解約返戻率（区分）	資産計上期間	資産計上額（残額を損金算入）
① 50%超 70%以下（*1）	保険期間の前半4割相当の期間	当期分支払保険料×40%
② 70%超 85%以下（*1）		当期分支払保険料×60%
③ 85%超（*2）	保険期間開始日から最高解約返戻率となる期間（*3）の終了日	当期分支払保険料×最高解約返戻率×70%（保険期間開始日から10年経過日までの期間は90%）

引用；週刊税務通信 3567号

事務所あれこれ日記

☆兒玉さんお誕生日☆

9月のはじめに兒玉さんの誕生日会をしました。

残念ながらサプライズ大成功！とはいかなかったのですが

今年も誕生日をお祝いできてうれしく思っています。



AOKI LICENSED TAX ACCOUNTANT OFFICE

青木厚二郎税理士事務所

〒501-0221

岐阜県瑞穂市只越 1054 番地 2

電話：058-260-4310

FAX：058-260-4311

<http://www.aoki-kaikei.com>

Mail:info@aoki-kaikei.com

